

玖波地域交流施設整備事業について

1 事業の概要と経緯

玖波公民館は、建設から約 50 年が経ち、耐震不足や老朽化、バリアフリー非対応などの課題を抱えており、地域の重要な活動・交流・学びの拠点として、利用者が安全で快適に利用できるよう、また、時代に合わせた魅力ある施設となるよう、建替えを行う必要があります。

一方で、建替えには多額の費用が必要となります。全国の自治体にある公共施設は、1970（昭和 50）年代に多く建設され、それらが一斉に建替えや大規模改修などを必要とする時期になったことで、厳しい財政状況を抱える自治体にとっては難しい対応を迫られてきました。

国においては、そうした厳しい財政事情の中で各自治体の公共施設の効率的で効果的な管理・運営を促すため、「公共施設等総合管理計画」の策定を進めてきました。この計画では、公共施設の長寿命化を図るだけでなく、自治体の規模に見合った適切な施設数や施設面積となるよう、類似施設の廃止・統合など公共施設の再編が求められ、大竹市でも、平成 28 年度に計画を策定しました。市の計画では、「対象となる公共施設の総延床面積を令和 27 年度までに 20%削減する」という目標を設定しており、建替えの時期を迎えた公共施設については、利用状況なども考慮しながら、必要に応じて廃止や類似施設との統合などを検討しています。

こうしたことから、玖波公民館についても、計画を踏まえながら、建替えに関する今後の施設の方向性を議論してきました。

2 玖波公民館が抱える課題

(1) 老朽化及び耐震不足

玖波公民館は昭和 49 年度に建設され、約 50 年経過しており、これまで大規模改修等を行っていないため、老朽化が顕著です。また、令和 3 年度に建物の耐震診断を行った結果、「耐震不足」という判定がされています。

(2) 設備

玖波公民館は 2 階建てですが、エレベーターがなく、また施設内の各所に段差があるなどバリアフリー化が不十分です。また、イベント時には多くの方が訪れますが、来訪者のための駐車場が慢性的に不足しています。

(3) 立地

玖波公民館は、災害時の第 2 次避難場所として指定されていますが、津波・高潮浸水想定区域内に立地しており、防災の観点から課題があります。

3 現在の市の方針・方向性

厳しい財政状況の中で、玖波公民館が抱えるさまざまな課題を解消するために、関係する部署が集まり、今後の施設の方向性を議論してきました。議論の中では、現在の建物を耐震化し必要な改修のみに留める案から、玖波地区の別の場所に移転新築する案まで、メリット・デメリットを比較しながら幅広く検討し、その時点で市が最適と考える案を、令和 4 年 12 月に市議会に報告しました。

【市が考える案】

- 現在の公民館駐車場敷地を含む市有地に、建物を新築します。
- 新築に当たり、コミュニティサロン玖波（以下「コミサロ玖波」といいます。）の機能を統合し、新たな地域交流施設（以下「新施設」といいます。）として整備します。これに伴い、新施設は、社会教育法上の公民館ではなく、法律による制約のない「地域住民のための交流施設」とします。
- 公民館駐車場敷地を含む市有地に新築するにあたって、玖波公民館と同様に老朽化している消防屯所を解体し、新施設に併設（複合化）します。
- 現在の玖波公民館の建物は解体撤去し、駐車場として整備します。
- 玖波公民館内にある支所と老人集会所の機能は、新施設でも維持することを検討します。

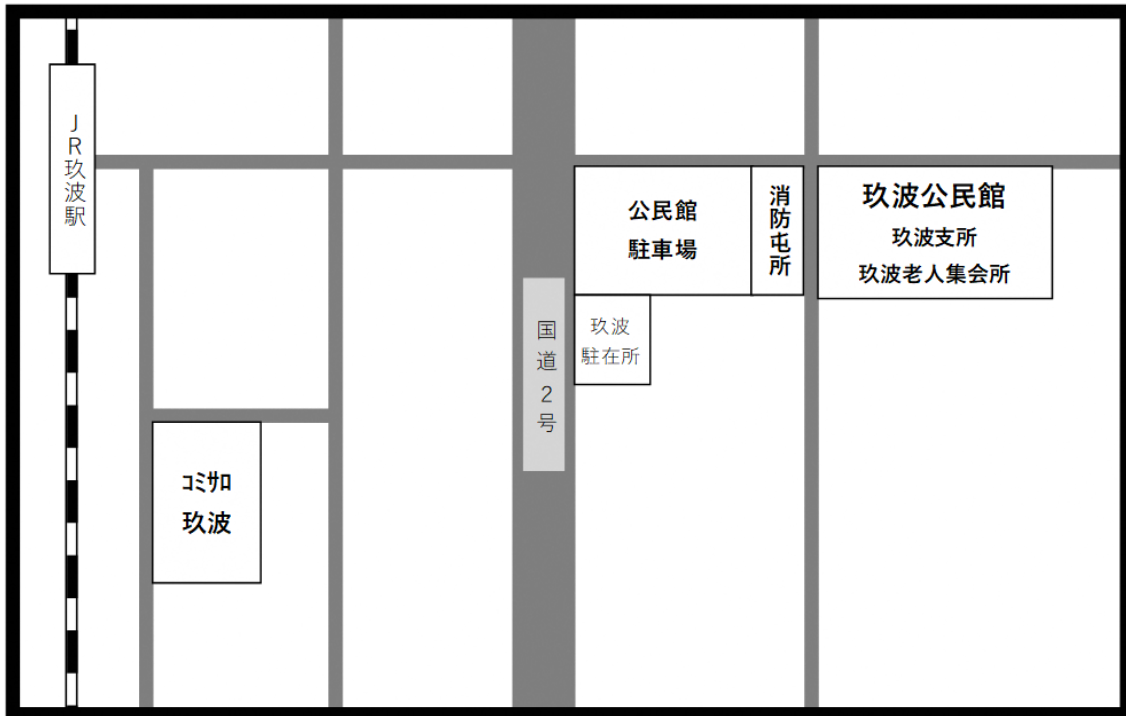


【市が考える案のメリット】

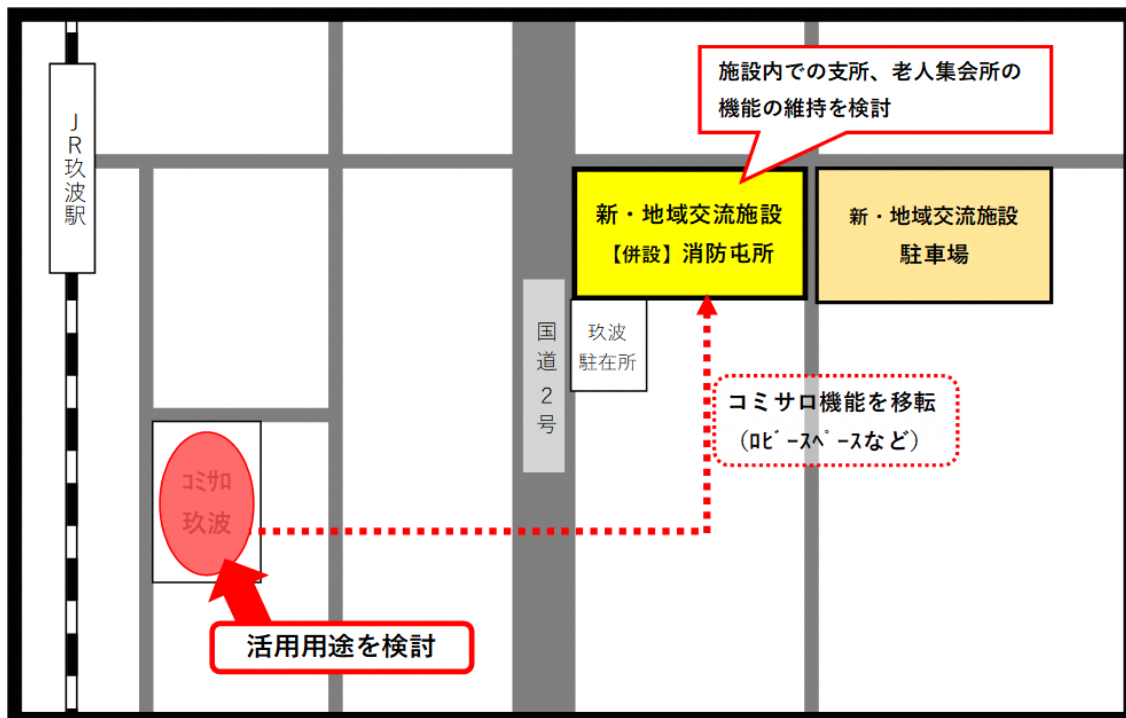
- 老朽化や耐震不足などの課題を解消しながら、適正な規模・機能を確保することにより、時代に合った利便性の高い施設として再整備することが可能となります。
- 現在の公民館建物のある敷地は、現在の駐車場敷地よりも面積が大きいため、より多くの駐車スペースを確保できます。
- 公民館を交流施設とすることで、法律による制約が緩和され、現在行われている事業・活動だけでなく、より幅広い用途への活用が可能となります。
- 玖波公民館は、現在も地域住民の交流拠点となっていますが、コミサロ玖波の機能を統合し、談話や学習などができるロビースペースを整備することで、交流拠点としての機能がさらに高まることが期待できます。
- 引き続き津波・高潮浸水想定区域内の立地となりますが、駐車場敷地は、現在の建物よりも若干海拔が高いことや、土地のかさ上げや止水板の設置などの対応を講じることで、災害時の安全性を確保できます。

■ 玖波地域交流施設・整備イメージ

《 現在 》



《 整備後 》



※令和 4 年 12 月時点での市が最適と考える案であり、今後変更となる可能性があります。

4 事業のための資金の確保

新施設の整備には多額の費用が必要であり、資金をどのように確保するかが大きな課題となります。市では、一定の条件の元に、整備費用の多くを賄うことができる方法を検討しました。

(1) 補助金の活用

国の補助金を活用するために、市では、人口集中地区など一定のエリアに、都市として必要となるさまざまな機能を誘導・集約するための立地適正化計画(以下「計画」といいます。)を策定しました。この計画を策定することで補助金を活用できる事業に「地域交流センターの整備」があり、設計や工事費用など対象となる事業費の50%を賄うことが可能となります。

(2) 起債の活用 〈起債…国や金融機関からの借入金〉

事業費の50%は補助金で賄う予定ですが、残りの50%を賄うために、起債(公共施設等適正管理推進事業債)を活用することとしました。これは、公共施設を統合して集約するなどにより、元の施設よりも床面積が減少するような施設整備を行う場合に活用できるもので、借金ではありますが、その一部が国から別の形で市に戻ってくるお金です。なお、この起債が活用できるのは令和8年度までです。

5 皆様に知っておいてほしいこと

(1) 新施設の整備に関する詳細(規模・機能など)は、現時点では何も決まっていません。「玖波公民館にコミサロ玖波の機能を移転し、新施設として整備するとともに、消防屯所を併設(複合化)すること」を、市が考える最適案として示した段階です。

そのため、新施設の詳細は、今年度に策定する新施設の「基本構想・基本計画」の中で決定します。「基本構想・基本計画」の策定業務の委託事業者とともに、地域の住民の皆様の意見を取りまとめ、反映させていきます。意見の反映方法としては、地域住民・関係団体へのヒアリングや、地域住民ワークショップの開催などを主として、アンケートその他の方法も検討しています。

(2) 市の計画では、「対象となる公共施設の総床面積を令和 27 年度までに 20%削減する」目標を設定していますが、これは、計画全体として 20%削減を目指すものであり、玖波公民館の床面積を 20%削減するという意味ではありません。

ただし、「起債」を活用するためには、全体として、少しでも床面積を減らす必要があります。

(3) 国の補助金は「地域交流センター」を整備する場合に活用できます。この「地域交流センター」の定義は、解釈の余地がありますが、「地域住民が交流するための施設」であることが基本的な条件となります。その意味では、現在の公民館も地域住民が交流するための施設と言えますが、公民館は社会教育法により、利活用に一定の制限がかかるため、できることとできないことがあります。

市としては、これまで行われてきた事業・活動の維持・充実だけでなく、営利活動も含めたより多様・多彩な利活用ができる地域交流施設を整備することで、玖波地域の活性化につなげたいと考えています。

6 今後の想定スケジュール

令和 5 年度	R5.6 月 11 日	事業に関する説明会
	R5.7 月	地域住民・関係団体などへのヒアリング
	R5.8～10 月	地域住民ワークショップ（2 回予定） ※その他アンケートなど、他の意見把握方法も並行して実施することを検討しています。
	R5.10 月	地域住民意見の取りまとめ・方向性の整理
	R5.12 月	新施設の基本構想・基本計画（素案）の作成 ※市議会で説明するとともに、必要に応じて地域住民・関係団体へも再度ヒアリングを行う場合があります。
	R6.1～2 月	パブリックコメント（意見募集） ※広く市民に意見を求めるものです。
	R6.3 月	新施設の基本構想・基本計画（素案）【最終案】完成
令和 6～8 年度	新施設の基本設計・実施設計 新施設の建築工事→R8.12 月頃完成予定	

7 おわりに

この事業の最大の目的は、施設を利用される方々の安全を確保するとともに、地域住民の皆様の活発な交流・活動の拠点となっている玖波公民館を、将来に向けてより魅力的な施設にすることです。

魅力的な施設は、建物が魅力的というだけではなく、それを利活用する方々と、ここで行われる事業や活動内容が魅力的であることが大切であると考えます。

そのための出発点として、地域の皆様と、この事業の目的や内容をしっかりと共有することから始め、皆様のご意見を可能な限り取り入れた施設になるよう進めていきたいと考えていますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

大竹市教育委員会事務局生涯学習課

施設スポーツ係（担当：武田）

電 話 53-6677

FAX 54-2121

E-mail seigaku@city.otake.hiroshima.jp

